

令和 8 年第 3 回定例会議案説明資料

1 議案第 1 1 4 号 令和 8 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号）

[千葉市立病院事業のあり方検討] P 3～4

[市有施設電力調達] P 5～6

【議案第 114 号】

令和 8 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号）

【千葉市立病院事業のあり方検討】

補正予算書 P 39

1 補正理由

令和 7 年度決算では、医業収支の赤字が拡大するなど、市立病院の経営は非常に厳しい状況にあり、持続可能な病院経営の実現に向けて、大規模な改革に取り組む必要がある。

令和元年 8 月に今後の病院事業のあり方について、答申を受けたところであるが、その後国で新たな地域医療構想ガイドラインが策定されるなど、市立病院を取り巻く環境の変化を踏まえ、市立病院の果たすべき役割や機能の見直しなど、病院事業のあり方を検討する。

2 補正予算額

(1) 報酬の増額

第 1 款 病院事業費用	第 1 項 医業費用	第 1 目 給与費	単位：千円
事業名	補正前の額(A)	補正額(B)	補正後の額(A+B)
あり方検討委員会委員報酬	0	260※	260

※ 委員数 10 人 × 13,000 円 × 2 回分

(2) 委託料の増額

第 1 款 病院事業費用	第 1 項 医業費用	第 3 目 経費	単位：千円
事業名	補正前の額(A)	補正額(B)	補正後の額(A+B)
経営改善支援業務委託	8,580	2,740※	11,320

※ あり方検討に伴う支援業務の追加分

3 事業概要

千葉市病院事業のあり方検討委員会設置条例第 2 条に基づき、病院事業のあり方に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

4 スケジュール

令和 9 年	1 月	第 1 回千葉市病院事業あり方検討委員会の開催（現状と課題）
	3 月	第 2 回千葉市病院事業あり方検討委員会の開催（医療機能）
	5 月	第 3 回千葉市病院事業あり方検討委員会の開催（医療提供体制）
	7 月	第 4 回千葉市病院事業あり方検討委員会の開催（経営形態）
	8 月	第 5 回千葉市病院事業あり方検討委員会の開催（答申）

【参 考】

1 千葉市病院事業のあり方検討委員会設置条例

平成30年6月26日 条例第31号

(設置)

第1条 本市は、千葉市病院事業のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、病院事業のあり方に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(以下略)

2 あり方検討委員会の委員構成(前回)

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 九州大学名誉教授(委員長) | ⑥ 全国自治体病院協議会会長 |
| ② 千葉市医師会会長(副委員長) | ⑦ 千葉大学医学部附属病院病院長 |
| ③ 明治大学経営学部公共経営学科准教授 | ⑧ 成田赤十字病院院長 |
| ④ 千葉大学大学院工学研究科建築学コース教授 | ⑨ 船橋市病院事業管理者 |
| ⑤ 公認会計士 | ⑩ 千葉県看護協会会長 |

【議案第 114 号】

令和 8 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号）中所管

【市有施設電力調達】

補正予算書 P 39、43

1 補正理由

令和 8 年度に、清掃工場における余剰電力の市有施設への自己託送や、再エネ電力を調達すること等により、基本的に全ての市有施設の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを達成した。これを令和 9 年度も継続するためには、自己託送及び再エネ電力調達の準備期間が必要であり、11 月末までに小売電気事業者を決定しなければならないことから、債務負担行為を設定するものである。

2 補正予算額

債務負担行為限度額 381,466 千円

期 間 令和 9 年度

3 事業概要

令和 9 年度に市有施設で使用する電力について、自己託送や再エネ電力等により調達する。

(1) 自己託送

ア 事業内容 清掃工場における余剰電力を病院事業施設に供給する。

イ 対象施設 4 施設（青葉病院、幕張海浜病院、両病院院内保育所）

(2) 再エネ電力

ア 病院事業施設の使用電力について、自己託送等で不足する電力を再エネ電力で調達する。

イ 対象施設 4 施設（自己託送対象施設と同じ）

4 市全体のスケジュール

令和 8 年 10 月 再エネ電力入札公告（WTO）

11 月 事業者決定

令和 9 年 4 月 電力供給・自己託送開始

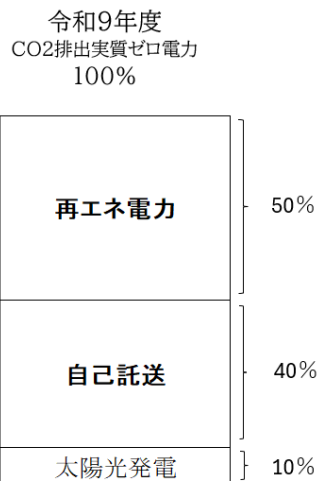
【補足資料】

1 市全体の債務負担行為限度額

	債務負担行為限度額（千円）	再エネ電力（内自己託送） 対象施設数	施設名
一般会計	1, 8 9 7, 4 0 7	5 6 9（3 9 5）	本庁舎他
動物公園事業特別会計	3 2, 2 2 8	1（1）	動物公園
水道事業会計	3 7, 0 3 8	7（5）	平川浄水場他
病院事業会計	3 8 1, 4 6 6	4（4）	青葉病院他
合計	2, 3 4 8, 1 3 9	5 8 1※（4 0 5）	—

※ 債務負担行為を設定し、令和8年度中に一括で契約手続きを行う施設。

2 市有施設全体の電力構成



※電力構成は、令和8年度と同様。

【参考】財政効果シミュレーション

